

平成27年白川町議会第4回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 平成27年12月16日（水）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議員派遣について
日程第4 一般質問
日程第5 承第4号 専決処分した事件の承認について
白川町税条例等の一部を改正する条例の一部を
改正する条例について
日程第6 議第43号 白川町行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
に関する条例について
日程第7 議第44号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議第45号 白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改
正する条例について
日程第9 議第46号 白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例
の一部を改正する条例について
日程第10 議第47号 白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す
る条例について
日程第11 議第48号 平成27年度白川町一般会計補正予算（第3号）

3. 出席議員 1番 加藤邦之君、 2番 藤井宏之君、 3番 服部圭子君、
4番 今井昌平君、 5番 渡邊昌俊君、 6番 鈴木正次郎君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 嶋田有康君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	教育長	瀬瀬政昭君、
参事	佐藤滋君、	総務課長	今井智也君、
企画課長	佐伯正貴君、	町民課長	安江寿一君、
保健福祉課長	高木昇君、	農林課長	伊佐治優君、
建設環境課長	今井俊君、	教育課長	嶋崎恒典君、
会計管理者	安江文郎君		

6. 職務のために出席した者

事務局長 杉山 哉史君、 書記 今井由美君、
書記 竹腰耕太郎君

7. 会議の経過

(議長 9番 嶋田有康君)

- 議長 皆さん、おはようございます。12月も半ばを過ぎまして、町民の皆様には年の瀬に向けて多忙な日が続いておると思います。

野菜村チャオでは今度の日曜日、20日でございますが、正月用品の売り出しをやるというチラシも入っております。しめ飾りなど新年に向けての準備が始まっております。そんな中、昨日、今年の世相を表す漢字が「安」という字に決まりました。安全保障や不安とかいうような意味が込められておるというそういうことでございますけれども、私たちにとりましては安全で安心な新年が迎えられるように、皆さんと一緒に気を引き締めてその準備にかかっているかなくてはならないとそんなふうに思っております。

本日は、第4回定例会、全員の議員のご出席をいただきまして感謝と御礼を申し上げます。開会に先立ちましてのあいさつといたします。

- 議長 なお、本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

- 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

- 議長 ただいまから平成27年白川町議会第4回定例会を開会いたします。

- 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 杉山哉史君)

- 事務局長 平成27年9月18日、第3回定例会閉会以降の諸般の報告をした。

なお、平成27年9月25日、10月25日、11月25日に執行されました例月出納検査の結果が監査委員から議長宛てに報告されましたので、その写しをお手元に配布しております。よろしくお願ひ致します。以上です。

- 議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

- 議長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、1番 加藤邦之君、2番 藤井宏之君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

- 議長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

- 議長 お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの3日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月18日までの3日間と決定しました。

○ 議 長 ここで町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。町長。
(町長 横家敏昭君 登壇)

○ 町 長 本日ここに平成27年第4回白川町議会定例会を開催いたしましたところ、議員全員のご出席を賜りありがとうございます。今年の冬至は12月22日です。ゆず湯に入ったりかぼちゃを食べたりします。その日は太陽が復活する希望に満ちた日でもあります。一方、陰が極まり陽にかえる、つまり一陽来復の日でもあります。町政には縁起は担ぎませんが、少しでも春の日が差し込むように、可能な限りの努力を重ねたいと思っております。また、昨日は長良川の鮎が世界農業遺産に登録をされ、佐田川という言葉が表舞台に躍り出たような気もいたしまして、私どもも力をいただいたような感じがするわけでございます。

私が町長就任早々から沸き起こっております地方創生の言葉、今や一億総活躍と続きます。確かに流れとしては順序に沿ったものであります。地方消滅論から1年半でこれだけ政策として進む例も少ないのではないのでしょうか。全国の自治体が一斉に行動をおこしております。しかし、この消滅論が出る以前から各自治体では様々な町おこしの取り組みがなされており、別に目新しい事ではないと思います。岐阜県では清流の国岐阜憲章を掲げ、地・総・伝というキーワードで進んでおります。私の町としても同じでございまして、そして今白川町は、この度まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、基本目標に白川の宝物を仕事にかえる、白川へ行こう、白川へ帰ろう、白川人を育み、白川を未来に伝える、白川であんきに子育て、あんきに暮らすの項目を掲げました。この基本目標をより具体的政策として、事業として、町民のご理解のもと、議会の皆様方のご支援ご協力を重ねてお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案について、説明を申し上げます。

本定例会に提出しました議案は、専決処分した事件の承認1件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、平成27年度一般会計補正予算1件の合わせて7件を上程しております。このほかに追加議案として、平成28年1月1日から町長を補佐する副町長を置くこととしましたので、副町長の選任に係る人事案件1件の審議をお願いすることとしております。どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

さて、議案の概要でございますが、承第4号は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、税条例の規定の一部を改正する必要が生じたので先に専決処分しました

件について承認を求めるものでございます。

議第４３号は新規条例の制定となります。これはマイナンバー法の規定第９条において、個人番号を独自で利用する場合には条例を制定することとされておりますので、法律に基づき条例を制定するものでございます。

議第４４号から４７号までは、条例の一部改正であります。議第４４号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようとするもので、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い所要の改正を諮ろうとするものでございます。議第４５号は、生産者の負担軽減を図るため、農業基盤整備事業の分担金の一部について見直しを諮るもの、議第４６号は、中小企業信用保険法の一部改正に伴い、保障制度の対象となります中小企業者の規定について改正しようとするものです。議第４７号は、白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするもので、この議案につきましては議第４４号同様、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、所要の調整を諮ろうとするものであります。

議第４８号は、平成２７年度白川町一般会計補正予算（第３号）であります。今回の補正では、総額２，６２０万円を追加して補正後の予算総額を６１億５，２６０万円とするもので、補正の主な内容は総務費では、自主運行バス運行費補助金等の追加により、公共交通対策事業を１４１万円、選挙権年齢の引き下げに伴う選挙人名簿システム改修に伴い、選挙事務費を１３４万円それぞれ追加、民生費では、白楽園で施工中の再生化のエネルギー施設整備事業の事業費確定見込みに伴い、１千万円を減額、衛生費では、高齢者インフルエンザ予防接種委託料を１３２万円追加、農林水産業費では防霜ファン修繕に対する補助金等の増加により、茶業振興対策事業を１４４万円、農業農村整備工事費等の増加に伴い、土地改良事業を１２９万円それぞれ追加、土木費では県営事業負担金を９５０万円追加、消防費では切井消防詰所駐車場整備事業費を８００万円追加、教育費では、めぐみの農協白川支店建物の受電設備改修に伴う負担金の追加等により、美濃白川楽集館管理運営事業費を５７６万円追加したほか、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。これに対する歳入予算としまして、分担金及び負担金では、県単独農業農村整備事業費を８６４千円追加、国庫支出金では、選挙人名簿システム改修費を６６６千円追加、県支出金では、グリーンニューディール基金事業費を１，２５０万円減額、寄付金では、岐阜県町村会特別会計寄付金を４０５千円、教育関係寄付金を１３万円追加、諸収入ではサマージャンボ宝くじ収益金を７６０万円余、後期高齢者医療に伴う療養給付費負担金の前年度清算金１，７３９万円余をそれぞれ追加、これに前年度繰越金及び普通地方交付税を追加して、収支の均衡を図っております。

以上、今回提案いたしました諸議案についてその概要を説明いたしました。幸いにして議員各位のご賛同を賜りますならば的確な執行を図ってまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議長 お諮りします。

議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議長 異議なしと認めます。よって議員派遣につきましては、別紙派遣案のとおり決しました。

○ 議長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって記載事項に変更が生じた場合の修正は、議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、6名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、申し合わせにより、質問回数は一件につき一人3回までとし、制限時間は答弁を含め、一人1時間以内とします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

○ 議長 7番 細江茂樹君。

(7番 細江茂樹君)

○ 7番 議長さんのお許しができましたので、一般質問をさせていただきます。私は、佐見地区に小中一貫校を新設という視点からの一般質問ということで、よろしくお願い申し上げます。

現在佐見地区には児童数38名の佐見小学校と、生徒数28名の佐見中学校があります。また、この学校を支え、義務教育9年間の学びを地域ぐるみで支えようという仕組みとして「佐見の子どもの将来を考える会」が平成21年度より立ち上がっています。これはコミュニティースクールにも繋がるもので、少子化に伴う学校の小規模化が進む中、魅力ある学校づくりを地域として進めていこうとしているものです。佐見の小中学校でも、教職員の兼務や合同運動会の開催というかたちで交流したり、それぞれの学校において特色ある活動を展開したりしな

がら、魅力ある学校づくりに努め、魅力を発信しています。子ども達に確かな学力をつけると共に、地域文化の拠点、住民の心のよりどころとして、佐見の学校が継続して魅力ある学校であり続けるための最良の方法は何か、私は今年6月に成立した改正学校教育法に基づく義務教育学校に眼を向けてみることは意味あることだと考えます。「義務教育学校」とは、小中学校9年間を共通したカリキュラムで学ぶ、小中一貫校のことであることはご存じのとおりです。改正学校教育法の成立により、来年4月より開校することができるようになりました。この小中一貫校の義務教育学校を考へてみることは、佐見の学校を魅力ある学校としてさらに高めていくことができるのではないかと考えます。その最も大きな理由は、人事的な支援が得られると考へるからです。県内初の義務教育学校、しかも文部科学省が提唱した新しいスタイルの学校となれば、県教育委員会の目玉校となることでしょう。そうなれば、県からの支援が考へられます。その最たるものが人事です。ダイナミックなシステムを導入することで、優秀な先生を招き入れる、これが最大のメリットであると考えますがいかがでしょうか。

また、小中一貫校においては、独自のカリキュラムを組むことが可能です。ということは、少人数であることを最大限に活かし、学力向上に取り組む工夫がこれまで以上に可能になると考へます。更に校舎の分離、一体についてはどちらでもいいということですが、やるからには基本形とされる小学校、中学校の校舎を一体化し、校長は1名という形が運営予算的にも現実的であると考えます。これについても、佐見中学校に隣接するふれあいセンターを有効活用することは、可能であると考えます。これらのことを踏まえて、佐見小・中学校を小中一貫校とすることについて、教育長のお考へをお伺いします。

○ 議 長 答弁を求めます。教育長。

(教育長 瀬瀬政昭君)

○ 教 育 長 細江議員の質問にお答えします。

議員のご指摘のように本年6月、小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法の一部を改正する法律が公布され、28年4月1日から施行されます。ご案内のように義務教育学校は、小中学校の9年間を見通し、小中一貫教育を実施することを目的としたものです。義務教育学校においては、1年生から9年生までの児童生徒が一つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において、「4-3-2」とか、「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することができます。

現在、佐見小学校と佐見中学校は、議員も御理解を頂いております小中兼務辞令の発令で、佐見小学校においては、複式学級はありますが、複式授業は行っておりません。また、高学年においては、中学校の教科専門教師も含めた教科担任

制を導入し、5年間を通した一貫教育が行われております。中学校においては、ほぼすべての教科において、免許を持った教員による教科担任制が実現しております。また、ふるさと教育として、総合的な学習の時間に歌舞伎を取り入れたり、合同運動会や合同学校評議員の会を設置したりしています。そして、佐見小中学校は、本年度、国の『少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業』を受託し、小規模校を存続させる場合の教育の高度化を図る先進的な取り組みを始めました。小学校5年生から中学生全員に、一人1台のタブレット端末を与え、その活用の日常化の可能性について、実証研究に着手しました。

一方、佐見地区においては、『佐見の子どもの将来を考える会』を立ち上げられ、地域を挙げて、佐見地域の教育を考えておられます。私は、一度参加し、地域の熱い思いを肌で感じてきました。佐見小中学校は、基本的に小中一貫教育を目指した体制がほぼできあがっています。議員がご指摘の義務教育学校は、地域とともにある学校づくりの観点から、小中一貫教育の導入に当たっては、学校関係者・保護者・地域住民との間において、新たな学校づくりに関する方向性や方針を共有し、理解と協力を得ながら進めていくことが重要であると国もいっております。そのような意味合いから、先月の教育委員会において、白川町学校運営協議会規則を定めました。これによって、中学校区を中心として立ち上げられる学校運営協議会ごとに、地域とともにある学校づくりについて、地域の課題や学校支援のあり方などについて、議論していただき、必要によってはコンセンサスづくりをお願いしたいと思っております。国も、義務教育9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みとして、学校運営に地域住民や保護者等が参加する学校運営協議会、いわゆるコミュニティースクールは有効であると言っています。本町では、教育委員会規則に則って、佐見地区において、その協議会の立ち上げを図りたいと考えております。御理解を頂き、協力をお願いします。

義務教育学校の設置に当たって、国は、小学校・中学校の適正規模・適正配置との関係において、次のように述べています。義務教育学校の制度化の目的は、各地域の主体的な取組によって小中一貫教育の成果が蓄積されてきた経緯に鑑み、設置者が、地域の実情を踏まえ、小中一貫教育の実施が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整備するものであり、学校統廃合の促進を目的とするものではないといっております。また、今後、少子化に伴う学校の小規模化の進展が予想される中、魅力ある学校づくりを進める上で、児童生徒の集団規模の確保や活発な異学年交流等を意図して、小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置することは、一つの方策であると考えられるが、その場合、設置者が地域住民や保護者とビジョンを共有し、理解と協力を得ながら進めて行くことが重要であるといっております。要するに、設置者が、地域の実情を踏まえ、

小中一貫教育の実施が有効であると判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整備しなければならないのです。地域のコンセンサスを得て、地域の理解と協力を得ながら、設置者である白川町が決めることとなります。佐見地区において、まず来年度、学校運営協議会を立ち上げ、そこでの意見を参考にさせていただきたいと考えております。以上、議員の質問に対してのお答えとさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい、7番。
- 7 番 もう一つですね、佐見の子供たちの将来を考える会、これについては任意団体ですので公のものではありませんので、地域の方の意見を聞くというような中で、平成22年の6月に発足しておりますが、その中でやっぱり最初の時点で話が出てきたのは、やっぱり小中一貫というようなことがメインだったと思っておりますし、またそれに伴いましてですね、小学校の生徒、また保護者の人数が少なくなるというような形ですね、いろんな行事ですね、PTAの一元化、そして資源回収等についても積極的に地域が関わろうということで、今現在資源回収等についてはですね、自治会が大きく関わって、積極的に参加しておるというような実情でございますし、本当になんとかですね、地域の実情を考えていただいて小中一貫校ということで前向きな形で進めていってほしいと思いますし、また平成30年ですね、東海北陸のへき地教育の視察ということで佐見中学校が当たっているというような話を聞いてますので、それまでにですね、小中一貫というような教育の場ができればですね、本当に皆さん方に見ていただき、そして白川町、また佐見をですね、アピールすることができるんじゃないかなと思っておりますので、一つその点も踏まえてですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 議 長 答弁ありますか。
- 7 番 答弁はいいです。
- 議 長 はい、7番 細江茂樹君の質問を終わります。
次に、4番 今井昌平君。
(4番 今井昌平君)
- 4 番 発言の機会を頂きましたので、私は今後の役場の庁舎についての質問をいたします。

昨年の12月、第4回定例会において、藤井議員が役場庁舎の建て替え移転について一般質問を行い、また、前向きに検討していくという答弁を得ているところでございます。また、先月の総合戦略会議の後に、庁舎の現状に関する説明を受けたところですが、申すまでもなく、今の庁舎は昭和32年、今から57年前に、2階建てコンクリート造りで建築され、その後、昭和41年に3階部分を増築、昭和55年に南側の1、2階を増築、平成元年に分館の鉄骨造り4階建てと

して増築し、現在の庁舎となっております。

また、耐震診断結果では、ねじれを抑える補強が必要として、経費として1億6千万円程度の費用がかかるとの結果がだされています。

また、平成20年3月、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害警戒特別区域（レッドゾーン）の県の指定があり、庁舎は田代東谷の土石流のイエローゾーンの中にあり、さらに一部が河岐名倉の急傾斜地崩壊のレッドゾーンにかかっているということでございます。現在の場所では防災拠点避難場所として無理であり、いつ発生するかわからない災害のことを考慮すれば早期に移転建て替えの必要があります。町長、総務課長の前の議会の時の答弁に、前向きに検討するという答弁をいただいております。人口の減少、厳しい財政事情は承知しておりますが、将来人口が減少しても、町の拠点であり防災拠点、避難所としての機能を有するコンパクトで他の公共施設、例えば金融機関、図書館、病院等との併設、また商工会、観光協会等と連携し、多目的な機能を持った庁舎建設が必要だと思っております。その際問題となるのは、当然建設財政の方で費用と、またこういう地域でございますので適当な建設の土地の確保が必要だと思っております。是非、総務省の公共施設等総合管理計画の中に盛り込み、これは総務省の通知により管理計画を作成するもので難しい面もあるかもしれませんが、町の第5次総合計画の中にも組み入れ、早期に検討していただく必要があります。どのように考えておられるかお伺いします。

○ 議長 答弁を求めます。参事。

（参事 佐藤滋君）

○ 総務課長 それでは、今井議員さんの質問に答弁させていただきます。役場の庁舎の件につきましては、議員のご質問にあるとおり、昨年12月の定例会において、藤井議員さんから本庁舎の建て替え、移転の検討についてというご質問をいただきました。その折の答弁は、庁舎建設の経過と現状について説明をさせていただき、現在の建物が県が指定する土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンですが、その中にあり、また土砂災害警戒特別区域、レッドゾーンに一部かかっていることから、現在の場所での整備、建て替えは無理であり、町民の皆様の幅広いご意見を伺いながら、前向きに検討させていただくと答弁いたしましたところでございます。

これを受けまして今年度は、先ほどもお話にありましたように、11月10日に創生の総合戦略委員会が開催されました。その折に、この委員会は総合計画策定審議会を兼ねておりますので、その席でのお話と、それから同じ月の24日には、町行政改革推進協議会がありました。その会議において、各委員の皆さんに役場庁舎の現状を説明いたしまして、ご意見をいただきました。大半の皆さんが

安全な場所への移転が必要というようなご意見でございました。

役場庁舎の整備、建設にあたっては、検討する課題がたくさんありますが、まずはいろんな機会を捉えて、役場庁舎の現状について、町民の皆さんに説明し、庁舎整備の必要性について理解を深めていくことが重要と考えております。このため今後は、自治協議会長会議や自治会長会議、また各種会議等において庁舎の現状について説明をすると共に、職員による研究チームを立ち上げ、現状と課題の把握、庁舎建設の必要性、移転または転用等による再建築の方向性、整備場所の候補地選定などを研究し、素案をまとめてまいりたいと考えております。この素案をまとめた後に、町民の皆さんに参加をいただき、庁舎整備検討委員会、これは仮称でございますが、こういったものを設置して、素案について説明し、ご意見をいただきながら、庁舎整備の基本構想を策定していきたいと考えております。また、庁舎整備には多額の費用も必要となるため、庁舎整備基金を創設いたしましたして、今からその費用を蓄えていくことも計画したいと考えております。

また、公共施設総合管理計画については、公共施設とその土地について、実態を的確に把握し、将来の施設の適正配置と合理的な管理運営方法の方針を明確にするとともに、町有財産の有効活用、施設の維持、更新、整備に関する基本的な方針を定めるため、現在、策定中であります。来年の3月までには計画を策定したいと思っておりますが、現時点では各課を通じて、それぞれが所管する施設のデータを集めておるところでございます。その中においても、役場庁舎の移転を含めて整備を検討するといった方向付けをしていきたいと考えております。

また、町の総合計画については、第5次総合計画、計画期間が平成23年から32年までの10年間ということで、これに基づき町づくりを進めておりますが、ちょうど現在、平成28年度からの5年間の後期計画の修正、見直しを行っており、総合計画の中にも役場庁舎の整備について検討するといった記述をしたいと考えております。いずれにいたしましても、先ほども申し上げましたとおり、町民の皆さんに庁舎の現状をご説明し、庁舎整備の必要性について、理解を深めていただくことが重要でありますので、議員の皆様のご協力もお願い申し上げます、答弁といたします。

○ 議 長 再質問ありますか。

(4番 今井昌平君)

○ 4 番 質問ではないですが要望になりまけど、今から着実に計画してどのような庁舎がこれからの白川町に必要な具体的な検討をしていくことは、植物で言えばまず種をまいておくというような気持ちでの質問でございます。要望しちやいかんとかブツブツと言っとるように聞こえますが、要望ではなく私の意見を言っておりますが、高齢化や人口が減少していく将来、白川町の拠点としての庁舎を建築し、

美しい空気と水、暮らしやすい町の将来末永く存続していくことを切望いたしまして、私の質問を終わります。

- 議長 4番 今井昌平君の質問を終わります。
次に、2番 藤井宏之君。
(2番 藤井宏之君)

- 2番 ただ今、議長さんの許可を頂きましたので質問させていただきます。

質問事項は、若者定住住宅についてであります。白川町では、4月から移住交流サポートセンターを設置し、7月からホームページを立ち上げ空き家バンクの設立、稼働、田舎暮らし体験住宅の運営、移住希望者への情報発信をしているわけですが、現在の問い合わせ状況、稼働状況をお聞きしたいと思います。

また現在、白川町では移住定住促進補助金として、空き家バンクに登録した中古住宅を、移住者が賃貸、購入、改修する際の費用を助成しております。1つ目に、賃貸については、月額1万5千円、扶養加算として義務教育終了前の子供さんを扶養している場合に、一人2千円を3年間補助する。2つ目に、購入については、取得費の1/2、50万円を限度とし、扶養加算として義務教育終了前のお子さんを扶養している場合は、一人につき10万円を補助する。3つ目に、改修については購入後、改修費の1/2、50万円を限度に補助する。現在、空き家を貸す側の所有者に対しても同様としております。以上3点が白川町が行っている移住定住促進補助金であります。

先般、議員視察研修にて島根県美郷町を訪ねまして、定住、雇用について説明を受けました。美郷町では平成18年から田舎暮らしコーディネーターを設置し、職務としてUIターン者の掘り起こしや、住宅や空き家の希望者への情報提供、就職相談、定住後のフォロー活動など、内容については現在の白川町が行っている移住・定住サポートセンターと変わりませんが、美郷町がいち早くこの取り組みを取り入れたのは、将来に向けて早くから危機感を抱いていたからこそと考えます。

私が今回、研修を受けて特に印象を強くしたことは、UIターン者向け住宅対策として、美郷町では若者定住住宅事業を行っていることです。これは40歳以下で、小学校以下の子供さんを持つ世帯に対し、新築の平屋一戸建て住宅を整備、家賃月額3万円で20年後に住宅を、そして25年後には土地を町から無償譲渡することができるという住宅であります。更に魅力あるのが、住宅を建設する前に入居者の募集を行い、審査会にて入居者を決定し、入居者はいくつか用意されたパターンの中から自由に間取りを選ぶことができ、壁、床、電化、ガス等も自由に選択することができます。このことを平成19年度から整備を行い、今までに8つの地域、42戸の住宅を整備し、現在1つの地域、3戸を建築予定と説明

を受けました。私は実にこの構想は夢があり、希望の持てる若者定住住宅ではないかと思います。更に、この住宅を建てる場所が、各地域に建てるということが若者定住住宅のポイントであると思います。地域に建てるということは、その地域の人になるということですから、地域にとっても大歓迎であることと思います。月々の家賃が3万円で、20年後には自分たちの家になる、自分たちの好きな間取りも選べるとあれば、若者に喜ばれること間違いのないと思います。私の考えですが、白川町で取り組めるとしたら、敷地も広く車も3台が充分止められ、将来増築もできるような敷地を確保する。間取りも5人家族がゆったり暮らせる住宅を是非実現していただきたいと思います。以上を踏まえまして、その様な若者定住住宅を作るお考えはありますかということをお聞きします。

○ 議長 答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君)

○ 企画課長 それでは、藤井議員さんの若者定住住宅についてにお答えさせていただきます。

本町の移住交流サポートセンターは、臨時職員の方を事務長としまして地域振興係長、地域おこし協力隊によって運用しております。ご質問にございました現在の状況について、ご説明いたします。まず、空き家の関係でございますが、空き家を利用したい方からの問い合わせが38件、うち、現地を案内したものが25件ございました。次に、空き家を使って欲しい方の問い合わせですが、こちらが41件、うち、現地を案内したものが25件ありました。次に空き家バンクの関係でございますけれども、こちらの物件登録につきましては、申し込み後に現地調査を行い、建物の状況や使用の可否を判断して行なっております、現在8件の登録をしております。また、空き家バンク登録物件の利用申込者として登録されている方は4件ございます。この登録された物件と利用申込者の間で、3件については契約成立という状況となっております。次に、体験住宅についてでございますけれども、7月に開設以来3件の問い合わせがございまして、2件の利用がございました。最後に、仕事情報についてでございますけれども、町とハローワークと商工会との間で協定を締結し、情報共有を図って進めておりますが、働きたい方からの問い合わせが8件、企業からの募集情報が1件という状況でございます。以上が、移住交流サポートセンターの稼働状況でございます。

2点目のご質問の中で、議員視察研修で訪問されました島根県美郷町の移住定住施策の例を挙げておられますけれども、ご承知のとおり島根県は、2010年の国勢調査で65歳以上の人口が29.1%ということで、全国第2位の高齢化県であります。早くからこの問題に危機感を持たれまして、1992年には「ふるさと島根定住財団」を設立されまして、無料職業紹介ですとか、農林水産業中心の「しまねの産業体験」など、意欲的に政策を進めておられます。同様に、島

根県内の市町村におきましても、独自に様々な施策を実施されておりまして、隠岐島前高等学校（おきどうぜんこうとうがっこう）で有名となっております海士町など、移住対策では、メディアにも取り上げられるような施策を行っている団体が非常に多いと認識しております。

さて、ご提案のございました、20年後に持ち家となる「若者定住住宅」でございますが、全国で行なわれている若者定住施策には、家賃・住宅助成金、子育て助成金、雇用助成金、新規起業・就農助成金、出産・結婚助成金、転入助成金、若者の結婚支援事業など様々なものがございます。基本的には、仕事と住まいと子育てという、これらのものに関します事業を主としまして、全国で同様の施策が展開されているのが現状です。特に住宅部分につきましては、美郷町同様の若者向けの住宅整備が実施されておりまして、近隣では愛知県豊根村ですとか、長野県下條村でも制度は多少違いますけれども進められております。この住宅制度は、最終的に入居者に対して無償譲渡しますので、町単独の財源措置が必要となってまいります。また、集合住宅ではなく、戸建ての住宅整備でありまして、複数棟建設するとなりますと、ある程度の面積の用地確保というのにも必要となってまいります。冒頭に説明しました移住交流サポートセンターの問い合わせ状況を見ますと、移住希望者、いわゆるIターン者は就農希望者がかなりの割合を占めております。そういった方には、空き家で農地がある環境がベストかと思っております。今後、町で空き家を譲渡、または寄附といった形で所有しまして、改修後に提供するといったことも必要となる気がいたしております。また、移住だけでなく、町内に在住の方の転出を抑制し、定住していただくためにも、町有地を住宅用地として提供していくことも考えられます。いずれの方法によりましても、各地域に整備することを考えた場合、その地域で歓迎されることが一番住みやすいことにつながると思います。住宅施策の実施には、様々な問題をクリアする必要がありますが、若者定住には、仕事や子育てといった面と歩調を合わせ、住宅施策を進める必要があります、今後検討していく必要はあると考えます。以上、移住交流サポートセンターの現状と、若者定住住宅についての回答とさせていただきます。

- 議 長 再質問ありますか。はい。
- 2 番 先ほど現状の報告をいただきましたのでかなりの問い合わせ等もあるということで、大変この結果につきましては安心といえますか現状のところではよかったなど思っておりますが、こうした若者定住住宅、この住宅に限らずのことなんですけれども、空き家一つにしてもこういった考え方とか、そういった先ほども言われましたように将来的にはその方の所有になるようなそんな状況になればいいということで、若者定住住宅のことについて美郷町ではこの新築ということをひ

とつが目玉にされてきたわけですけれども、空き家ということに対しても共通な事ではないかというふうに思います。しかし、これもいろんなニーズがございますので、こうした若者定住の新しい家を造るというのも一つの、これも地域の活性化の中の一つに繋がっていくんじゃないかというふうに思います。あらゆるいろんなニーズに応えられるような方法も是非考えていただきたいと思いますし、一番の重要なところは美郷町でもそうですけれども、各地域に分かれてそのところでこういった若者に対するそういう住宅を造っていくというところが、この美郷町の素晴らしい所じゃないかなと思います。だから是非こうしたことも、白川町でもPRも当然そうですけれども、こうした考え方で各地域で若者を増やす、子どもさんも増やすということを念頭に考えていただきたいなというふうに思います。できればこのことについて町長さんからお考えをいただきたいと思います。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 大変いいご提案をいただきまして、行政の参考にさせていただきたいというふうに思っておりますが、今各地域でというお話でございますが、私も常々思っておりますのは、私ども旧町村、随分昔のお話でございますけれども合併をしたわけですが、まだそれぞれの地域のそれぞれの地域性というものがあまして、これからの町おこしを考えた場合に、その地域あるいはさらに細かな地域での対応が必要だというふうに考えておるところでございます。そういう意味になれば地域の皆さん方が自主的にこういった町を造ろうとか、そういう動きというものが必要になってくると思います。そんな動きをこれからは作り出すという事が先決ではないかというふうに考えておりまして、これからの施策の中に反映させていただきたいというふうに考えております。

○ 議 長 再々質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○ 議 長 2番 藤井宏之君の質問を終わります。

次に、5番 渡邊昌俊君。

(5番 渡邊昌俊君)

○ 5 番 質問の許可をいただきましたので、5番 渡邊ですけれども、まず初めに町長に質問をしたいと思います。

今、地方は大きく動揺と変化が進み、国をあげて地方創生という言葉に、地方の自治体は頭を悩ましていると思います。過去を振り返ると、驚くほどの高度経済成長を成し遂げ、やっとなんか豊かになり、安定した社会にと思った日本が、今なぜ進む方向を考えなければならないのか。グローバル化等による社会構造の根底からの組み換えで、少子高齢化の進展による人口構造の高齢化と、高学歴成熟社会の到来による価値観の多様化、一極集中現象による地方から都市への人

口移動、そして介護問題をはじめ、福祉対策の財政肥大化問題、環境問題と、日本がこれまでに経験したことのない社会変動が進んでいます。これらの社会変動は、雇用構造の流動化と地域の間人関係の分断、地域文化の衰退をもたらす終身雇用制と年功序列制という日本経済原理の崩壊により、非正規雇用者の増大、フリーターやニートの増加など、白川町内でもその現象を身近に感じられます。

今日の日本は、小泉政権時代に世界経済のグローバル化対策として、次々と規制緩和策を行いました。その規制緩和により郊外型大規模小売店舗の展開が全国の地方の商店街を衰退させ、地域の間人関係を分断させ、人々の出会いの場を消滅させたと言われます。また、国際資本の国内市場への展開により、国際競争力が弱い地場産業を直撃し、地域の人たちの労働の場を奪ってきました。こうしたことから、地方から若者が都市部へ流出し、地方における活動人口の減少が著しく起こってまいりました。その結果が少子高齢化現象となり、白川町もまさにこの波に飲み込まれていると思います。このまま何の対策もしないと、2040年には白川町は消滅するかもと、かの増田理論の通りとなるかもしれません。これは白川町だけの問題ではなく、全国の地方の課題でもあります。もうすでに対策を打ち、その効果も表れている自治体もあり、いつまでも考えている場合ではないと思います。今地方創生に向け、政府指導による白川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組まれておられます。また白川町第5次総合計画、後期計画ではありますが、それも策定中であります。こうした計画が絵に描いた餅とならないように、しっかり実行性のある中身を期待するところでもあります。

さて、そこで町長に質問いたします。先の総合戦略や第5次総合計画とかかわりますが、白川町として今何をしなければいけないと考えておられるのか。その為に来年度は何を施策として行うおつもりなのか。2年間町長として町政の舵取りをしてこられました。前段で申し上げた通り、国内の動きと当町の現状に対し、いろいろと考えや知識はもたれたことと思います。理想論や精神訓話論的なものでなく、町民に対し明るく夢が持てる白川町の町づくりとしての目標と施策を、分かりやすく具体的に説明を求めます。

○ 議 長 答弁を求めます。町長。
(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 ただ今5番 渡邊議員の質問にお答えさせていただきます。

地方創生については、全国各自治体においてまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が行われておりますことをご承知のとおりでございます。白川町においても、町民代表や有職者等による創生総合戦略委員を設置いたしまして、今年6月から今までに5回の審議を行っていただき、総合戦略の案、人口ビジョンの案等の報告を受ける段階になっております。正式な答申は12月中に受けることとな

る見込みでございます。現時点では、人口ビジョンの将来展望を2010年の9,530人を2040年には5,602人、2060年には4,600人と推計いたしておるところです。この人口ビジョンの将来推計を受けて、本町の特色をいかにしながら人口減少や、市場規模の縮小、あるいは地域活動の弱体化などの諸課題を克服するための、白川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を今作っておるところでございます。また、この計画期間を2015年から2019年までの5か年間といたしております。

近隣町村への通勤が少ない私共の町においては、内発的産業を育成することより、地域での仕事を創り出すことが必要となります。その視点として、地域の特徴、強みを活かした仕事、いわゆる農業、有機農業や林業などの地域資源の活用等、それから2番目として、地域に縛られない仕事、ITだとか設計、テレワーク等が考えられます。いくら地域での仕事があっても、人口が減少すると地域で働く人が確保できなくなります。そこで地域で働く人を育てるといった視点も重要になってまいります。先ほど述べた農林業、あるいはIT、設計等の仕事に関連しました人を育て、地域で働くための技を伝えるといった施策が必要となります。その上で町内に残り、起業、就職する人に対する十分な支援を行うことが定住人口に繋がると考えております。また、中長期的な視点で考えた場合は、将来の担い手となる小中高校生に対する「ふるさと教育」も重要と考えます。多くの人や自然、歴史、文化などに関わることで、郷土愛の醸成を図り、地域の課題に向き合うこととして、地域に対する自分なりにできることが考えられる「しらかわ人（びと）」を育てていくということが重要と考えます。これらの視点から目指すべき方向性の柱として4本を設定いたします。一つ目の柱が「しらかわの宝ものをしごとに変える」でございます。この柱では、美濃白川茶の国内、あるいは海外販路開拓事業を展開いたします。それから林業振興では、CLT等の地域材の新たな利活用を研究する事業を展開したいと考えております。そして林業振興計画策定に向けて、県職員との人事交流事業を来年度は計画いたしております。さらに小規模企業者の誘致と助成事業、JAと連携いたしまして新規トマト就農支援のための研修施設整備事業等も計画をしたいなというふうに考えております。またハローワーク、商工会との連携によるふるさと就業情報提供事業や就業対策として、大学あるいは高校へのトップセールスを計画しておるわけでございます。

二つ目の柱では「しらかわへ行こう 白川へ帰ろう」で、移住、交流サポートセンターによる空き家バンクの充実、地域人材ふるさと定着事業として、大学、あるいは専門学校等に進学した場合の奨学金の返還金へ助成し、能力を高めた地元出身者のUターンを促進したいと思っております。移住者定住住宅支援補助事

業や同窓会の開催についても、できるだけ開催していただくような奨励事業も計画したいなと思っておるところでございます。それから町内に祖父母がいる町外の小学生、いわゆる孫の山村留学を行い、将来の孫ターンにつなげるような事業展開もできないものだろうかと考えておるところでございます。さらには外国人にやさしい観光振興事業として、外国語表示のパンフやホームページの作成、あるいは無線LANの整備なども計画いたしております。

三つ目の柱では「しらかわ人を育み しらかわを未来に伝える」という目標の中では、清流白川への回帰事業として地域住民が先生となり、町内の小学生を対象に伝統行事、あるいは遊びを通じた体験活動を行い、郷土愛の醸成を図りたいと思っております。それから美濃白川こどもまちづくり塾の開催、あるいはICTを活用した教育の質の向上や特色ある教育活動の推進事業、地域づくりワークショップ開催事業や共助のまちづくり事業を展開するための、集落支援員の配置ができないものかと考えておるところでございます。

四つ目の柱は「しらかわで あんきに子育て あんきに暮らす」という目標の中では、町民のライフラインとして最も重要な簡易水道の更新事業を実施しているところではありますが、引き続き継続するとともに、今回の計画にはシニアヘルパー育成事業、健康づくり計画等の策定事業、公共交通行政の見直し事業、高校生JR等通学補助事業の充実、子育て環境の充実では、3歳以上の保育料無料化や子育て支援センターの開設などに取り組んできましたが、子育て相談専門官というものを今度は配置をしたいなと考えておるところです。また、人口が減少しても災害に強く、高齢者でも安心して暮らし続けられるまちの形を、小さな拠点、コンパクトシティという言葉ですが、ともに検討が迫られておるといふふうに考えておりますので、これについても前向きな検討をしていきたいというふうに考えております。以上の4本の柱に基づき、主な事業について説明申し上げましたが、今後さらに事業の進捗に応じて各施策の効果検証を行い、町民の皆様のご意見を伺いながら改善を行ってまいります。いずれにいたしましても事業の実施に当たっては、町民の皆様が主役であり、町民の皆様の積極的な参画、協力が不可欠でありますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げまして答弁に代えさせていただきます。

○ 議 長 再質問ありますか。はい。

○ 5 番 はい、再質問します。今、大変細かに施策についてご説明いただきました。私は、その辺については日ごろ町長さんにいろいろ聞いておりました、全協等で各課長さんの意向は聞いております。私が質問したのは町長自身の、こういったことや今やられることは全部やってもらわないかんことです。町長個人が本当に私はこう思っておると、これをやるんだ、あれをやるんだという具体的な目標とこ

れだけはということをお尋ねしたかったところでもあります。例えばですね、今の言葉の中にも何々の推進とか、促進を図りたいとか検討したいとか、それは希望的なことであり当然これからの5次総やいろいろにもそれは出て来ます。その具体的なものにそって各セクションが動いていくと、それはいいんです。ですけど町長は今町の舵取りでございます。例えば先ほど来藤井議員からも言われたように、島根県の例が最近ちょこちょこでるわけですし、テレビでも取り上げております。美郷町だったかどうかわかりませんが、ある町では町長が1%の、1%ですよ、何年に1%人口を増やすと。その中身も子供とかそうやなくて活動人口を増やすと。今、活動人口を白川町は増やさないと地域の祭りとか、運動会とか、地域行事がもう5年先いったら大変になってくるというのをみんな心配している。出来るかどうか、出来ないかもと、10年くらい先いったら大変そういう部分が危惧される。消防団でもしかりです。活動人口が減るということは、地域の地域力が落ちるということです。ですからそれを今すぐ何かをやらないと、なかなかあれもこれもでは、芽が出てくるのは本当に先ほどの話10年15年かかります。けどそういったことを、私は4年の任期の中で2年済んだんだけど、まだ続くということで、とにかくこの目先のこれを町民の皆さんみんなで、いわゆる共通認識を持って頑張ろうと。で、先ほど言った1%増やそうというのが各地域でそれぞれ自治会まで落とされたら、「なんだうち150人居るに、1%といやあ2人か3人か、それは世話ないやないか」と、みんなが受け入れ体制ができます。そして目標達成したところには、町がまた何かのご褒美をあげるというようなそういう施策で、町民と町長の言うみんなで作ろまいかというのは私はそういうふうだと思っておったんです。ところがなんか上から理想論で目標は与えられるけど、具体策がないと。町民みんなで作ろまいかといって10人いれば10人とも十色の意見でして、動いているだけです。そこで意見を聞いたら実情に合わせて1つの目標を出してもらいたい。そうすると各課長さんたちも続いて施策が動いていけると、私はそんなふうに思うんですけど、それでも今相当ね、お茶も海外へ売ろうと努力しておられます。それも後1、2年経てばきっと芽がでてくると思われま。トップセールスというのもね、町長さんは大事だと思うので、これからは白川のハムにしろお茶にしろ、あるいは東濃ヒノキにしろ、それは先頭に立ってトップセールスも今までどおりやってもらわないかと思いますが、今一番本当に人口が減っておる。その為には各あれがありますけれども、先ほど町長が言われたようにIターン、Uターン、孫ターン、本当に現状にそっておるといのが昨日か一昨日のテレビでもやっておりました。ヨーロッパの方はですね、日本より産業革命が早くて、ヨーロッパ、イギリス辺りは今何が起きているか、みんな産業革命の時に日本のように都市部へ人口が集中したそうです。

ところが今、孫の世代になってきたら地方回帰というのが始まっているそうです。向こうではね。やっぱり田舎でのんびりとかいうところで生活した方が、人間は生きていくのに幸せで、ゆったりと生活したい、それが成熟社会の次へのステップということでありまして、まさに日本も今始まろうとしているんです。ですからその受け入れ準備、地域がそうした人たちを迎えられるような準備をしたところが都市部から若い人たちが帰ってきてくれると。あるいはUターンも含めてIターンもあるし、孫ターンもある。孫たちが今何をやりたいかという、昔行ったおじいちゃん、おばあちゃんのところへあの田舎へ行っていいなと、そういう遊びに来た思い出があって帰っていくということで、そういうところを行ってもらいたいなと思います。そういうことについて具体的に1つか2つ教えてください。全体の施策は分かっております。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 はい、ありがとうございます。大変応援をいただき、心強い思いでおるところでございますが、今度のこの計画を立てましたその事業を、じゃあどうやってやっていくかという方向だというふうに考えております。私も確かにこういった事業をやるということを町政の中で計画をしたんですけれども、じゃあそれを本当に住民の皆さんにどう理解していただいて、それが現実はどう動くかということだというふうに思っておるわけですが、その理解をしていただく方法だというふうに考えますが、まず私が先ほど2番議員の中でも申し上げましたように、それぞれの地区があるということで、その中で1番将来これがやりたいというのが、地域の公民館長というんですか、その人たちを核とした地域おこし、集落支援員という言葉も使っておりますけれども、その内容は別としまして、その人を中心にしてその地域をこうしたいというそういう人たちのまとまりを作りたいと。それが今まで宝物探しという形で進んではきてますけれども、今度は実行に移す形だというふうに思います。今現実には、それぞれの地区に温度差がございますけれども、まずその実践がでてきたところから来年度すぐにでも進めたい、あるいはひよっとすると期の途中かもしれませんけれども、そういった事案ができましたら対応していけたらなという、今のところそのような思いでおるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○ 議 長 再々質問ありますか。

○ 5 番 再々質問ではありませんが、そういうことでやっていっていただきたいと思います。町長がそういうふうであれば、我々も応援をしていきたいと思っておりますし、またこの続きは最後に安江議員の方からもまたあると聞いておりますので、こちらで続きをやっていただきたいと思っております。

続いて、議長、2つ目の質問にいきます。

○ 議 長 はい。

○ 5 番 2 番目、防災訓練に防災士の活用をとということで、防災対策等についてですね、ご質問したいと思います。

白川町防災対策の訓練の充実と見直しについてであります。防災について、ある人が「いつまでもあると思うな親と金。ないと思うな大災害」と言って戒められたということです。災害は本当にいつ起こるか誰にもわかりません。国では東日本大震災を教訓に、災害対策の見直しをされ、それを受けて県、そして本町においても新たに「白川町地域防災計画」が平成27年3月に作成されました。基本的には以前からの防災計画と大きく変わっていませんけれども、大きな災害が起こるたびに防災計画や防災対策を見直すということが、今までも行われています。それだけ大災害については予想ができないことの難しさだと思います。公助・共助については、時代ごとにハード面の充実と併せて進化してきております。防災計画も災害が発生した後の対策として、連絡・報告・現状把握、そして救助等きめ細かに計画が組まれております。特に大震災をはじめ、近年の地球温暖化による気象変動については、予想を超えた風水害等の自然災害はいつ、どこで何が起こるか分かりません。災害発生後、一刻も早い対応は大切であると思います。防災の目的は人命をいかに守るかであります。子供から高齢者までの一人一人の命を災害からどう守るか、公助である行政として今以上の対策には限界があります。今年も9月に白川町防災訓練が行われ、会場訓練は蘇原地区で行われました。全町民に対しては、自治会ごとに住民の安否確認と、災害報告を自治会長が各ふれあいセンターや本部である本庁へ報告し、集約するという訓練でありました。他の町村でも同じような訓練を行っておりますが、安否確認等の報告作業については、行政防災無線を使って各自治会から直接本部本庁へ報告し、防災無線の使い方の訓練も合わせて行っていると。また、各自治会の指定避難所へ住民を集め、図上訓練等を行い、自分の地域の危険場所等を住民一人一人が認識し、どこへ避難すればよいかを自覚してもらうことをやっていると聞いております。災害が発生した時、道路が通れないのに各自治会長が車で役場やふれあいセンターへわざわざ報告に行けるだろうか。防災訓練とは最悪の災害発生を想定し、その時住民はどう行動すればいいのか、自分と家族の安全、自分の命は自分で守るのが防災の基本であり、共助・自助のあり方を平素から住民一人一人に体験訓練をしてもらい、有事に備えることが必要だと思います。

平成15年に創設されております日本防災士機構というのがございます。これは民間サイドの機構でありますけれども、そこで防災士の認定を受けた方が、今日現在全国で10万人以上となり、その人たちが地域で活躍されておられるそうです。白川町内において調べてみましたら、役場職員の方で3名、今郵便局は8

局あるんですが、郵便局では全国2万余あります局長全員に、防災士の資格をとれということで、白川町でも8名の局長全員が防災士の認定資格を持っておるといことでもあります。それを合わせて計11名であると私は聞いております。その防災士とは、自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力、減災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を修得したことを日本防災士機構が承認した人です。防災士は、災害発生時の避難誘導・救助・避難所の開設等、率先してボランティア活動もしますが、要請があれば平常時住民の防災知識等の啓蒙指導や訓練指導をする資格を持っておられます。他の市町村では、地域住民の中で防災士の資格を取るよう取り組まれ、地区ごとに2, 3人はいて防災活動をされているところもあると聞いております。本町では、毎年自治協議会長、自治会長会議等で、各自治会において防災・減災についての訓練等の指導をされるようお願いされておられますが、自治会役員は毎年新しく交替され、しかも自治会の仕事も多く、自治会長や自治会役員に防災指導は限界があります。自治会における防災は、防災士に任せられるような仕組みづくりが理想的と考えます。本町として防災士を増やし、今までの防災・減災訓練の全体を見直す必要があると考えますが、町としてどう考えておられるかお尋ねいたします。

○ 議 長 答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君)

○ 総務課長 それでは渡邊議員さんの質問にお答えさせていただきます。防災対策の必要性につきましては、今更申し上げるまでもなく議員ご指摘のとおり、各種対策は勿論のこと、いざというとき被害を最小限に抑えるため、共助・自助の強化を図るべくさまざまな啓蒙活動等に努めているところでございます。昨今、温暖化等の影響から、想像を遙かに超えるような気象現象により、全国各地で大きな災害が発生しております。その度に、国の防災指針も改められ、ご質問の中にもありましたように、この春、防災計画の大幅な見直しを行ったところであります。ほかにも、避難勧告判断基準の見直しや、避難行動要支援者名簿の作成等、国の基準にあわせた各種のマニュアルづくりについても、鋭意努めているところでございます。最近では、危険区域内、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーンの中にある避難所や指定緊急避難所については指定を外すようにという国からの指導を受け、自治会の方々のご意見を伺いながらその見直しを行ったところです。ややもすると、こうした見直し作業に振り回されている感がないわけでもありませんが、一番大切なことは、いざというとき住民の方々が、いかに早く行動できるか、地域内で協力できるか、という点の強化にあると思っております。そのために、毎年防災訓練を行っておりますが、各地区ごとに実施してきたこともありまして、ここ数年同じような内容となってお

りますので、次年度からは具体的な動きを想定した訓練内容に見直しを図る予定にしております。懸案でありました防災行政無線の屋外拡声機も、今年度中には町内に88基の整備が完了する予定でありますので、その無線を活用した訓練につきましても訓練に取り入れていきたいと考えております。消防団におきましても、各種の訓練にあわせて、今年は図上訓練を実施されました。また社会福祉協議会におきましても、例年図上訓練を行っておられますし、今年は新たに避難所運営訓練も行われました。次年度以降におきましても、住民の方々を交え、連携を図りながら、計画的に緊急事態を想定した訓練を実施して参りたいと考えております。

さて、防災士につきましては議員のご質問の中で、資格や必要性等についてお話しいただいておりますとおり、防災のエキスパートとして、町としましてもその活動については大いに注目しているところでございます。現在町内には、議員からお話しのあった11名のほかに社会福祉協議会にも資格取得者が1名あると聞いております。今年度から、地域でいざというときリーダーシップを発揮していただくために、防災リーダーを設置していただくよう各自治会にお願いをしております。この防災リーダーというのは各自治会の役員で、1年交替ではなく、何年か続けてやっていただけるような方をリーダーということで、設置をお願いしたいということで、各自治会にお願いしております、秋には研修会を実施したところです。地域で専門的な知識を持った方が増えることは、そのまま防災力の向上につながると考えられますので、こうした方々を中心に、防災知識を深めていただくよう、ご提言のような資格取得を推進するための助成制度や支援制度について、新年予算に盛り込むべく準備を進めてまいりたいと考えております。いつ起こるか分からない災害に備え、防災のためのハード整備、また各種の訓練はもとより、防災リーダーの定着化、ハザードマップの配布、防災士の資格取得の支援、さらには共助・自助の啓蒙活動等、あらゆる施策を複合的に講じながら、防災意識の向上を図りつつ、災害に強いまちづくりをめざしてまいりたいと考えております。議員各位の格別のご理解とご協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

- 議 長 再質問ありますか。はい、5番。
- 5 番 これからの防災訓練の在り方を見直し、また88基完了する行政防災無線ですね、利用した中でやっていくということでそのようにやっていただきたいと思えます。そしてまた岐阜県の防災課もですね、非常にこの件については地域に防災士を養成するということでは、相当力をいれておるようであります。そちらとも、ひよっとすれば補助金ももらえるかどうかはわかりませんが、防災士の認定を受けるのには受験料が3千円いるとかね、ちょっと調べたり聞いたりとかね。それから防災士機構へ登録するのは5千円いると、そしてそこではじめて認定証が貰えるということで、防災士という認定をもらおうと、防災リーダーもおってもらわ

ないかんですが、土となれば国家試験じゃないけど自信を持って住民にいろいろと指導していただけたらと思いますので、そんな方への要請あるいは勧奨を進めていただきたいと思います。

それでは次にですね、もう1つの質問をさせていただきます。

3つ目の質問で有害鳥獣対策についてお伺いをいたします。農作物に対する有害鳥獣被害は年々増加し、また猪や日本鹿の個体数も増加の一途をたどっています。この有害鳥獣被害対策については、町猟友会の皆さんに依頼し、対策を進めてきたところではありますが、年々農作物の有害鳥獣被害が増加しておりまして、特に日本鹿や猪による被害は顕著であります。猟友会の皆さんも最近、大変高齢化と猟友会員の減少により、十分な駆除活動もできなくなったということから、本町においても4年ほど前より町で猪檻70個ほどを作成し、希望の自治会や営農組合へ貸し出して、猟友会と連携し駆除を進めてきたところでもあります。当初は捕獲効果も見られたところでしたが、昨年ころから檻で捕った猪や鹿についての処分に困られ、檻や罠で捕獲をしない方が増えてまいりました。理由は捕獲した猪、鹿の処分のため、山に穴を掘って埋める作業が大変ということでもあります。皆さんが捕獲するのをやめて、地域を防護柵で囲むことも必要であります。猪、鹿を1頭でも捕獲し、個体数を減らさねば増加する一方であります。近隣の町村でも同じ悩みではないかと思えます。そこで、町単独もしくは近隣町村と共同で、猪等有害鳥獣の処分場、焼却場ですね。その建設をすることが必要と思えます。また捕獲した猪、鹿の肉の加工場施設の建設も行い、道の駅等でジビエ料理や加工品の販売をして、地域おこしに活用することも良いかと思えます。これについては、一部猟友会の皆さんが燻製を作ったり、いろいろでやっと思っていただきますけど、これを町のそういったあれでやっていたら助かるのではないかなと思えます。そして建設後は白川町猟友会、もしくはNPO法人を立ち上げ、運営をすることがよいのではないかなと思えます。また近年ですね、ペットブームということで、猫や犬を飼う家庭が増えております。これらも亡くなった時の処分に、現在は美濃加茂市の火葬場まで持って行き、お願いをしているそうでもあります。白川町でこうしたペットも合わせて、そこで処分できるか私は法律的には分かりませんが、合わせて出来たら、大変町民にとってもよろしいかと思えます。以上、申し上げたとおり有害鳥獣駆除対策として効果を上げるために早急に捕獲後の処理対策として、加工場及び処分場の建設をするお考えはどうかお尋ねいたします。

○ 議長 答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 伊佐治優君)

○ 農林課長 それでは5番 渡邊議員のご質問にお答えいたします。白川町の有害鳥獣駆除

は、有害鳥獣捕獲制度によりまして白川町鳥獣被害対策実施隊に依頼をし、白川町猟友会と連携して捕獲している状況であります。議員ご指摘の会員の高齢化、減少に伴い成果が上がりにくい状況であります。平成22年度以降被害面積は減少傾向にありまして、被害額につきましてはほぼ横ばいの状況でございます。町では有害鳥獣対策事業といたしまして、平成22年度に白川町鳥獣被害防止対策協議会が町内各営農組合の希望を調査いたしまして、70基の箱わなを作製し、各自治会の営農組合や集落営農組合組織に配布しています。設置から4年間で猪124頭、ニホンジカ2頭を捕獲しています。このほかに銃による捕獲頭数も含めると町全体で年間約290頭前後の猪とニホンジカを捕獲しているという状況であります。捕獲対策といたしましては、有害鳥獣駆除費用といたしまして、猪、ニホンシカ捕獲1頭あたり、銃で2万円、柵で1万円を交付しておりますが、それに加えまして今年度から、個体数調整事業といたしまして猟期の期間中のニホンジカの捕獲に対しまして、1頭1万円の報償費を予算計上し、この期間内の個体の駆除が図られることを期待して行っています。

町では、これらの有害鳥獣駆除に伴う捕獲物につきまして、「鳥獣被害防止計画」の中で捕獲個体の処分について定めておりまして、処理方法としましては山野への埋設としております。この処分方法につきまして、近隣市町村の状況を見ますと、下呂市では一般廃棄物処理施設であります下呂クリーンセンターを利用し、埋設による処分のほかにニホンジカの年間捕獲頭数2,500頭の中の900頭をこの施設により焼却処分を行っています。費用については無料でございますけれども、30センチ程度に解体をし、可燃ゴミとして搬入するという制約がございます。また、同じ下呂市内の民間施設でも焼却処分がおこなわれますが、この場合の対象物でございますが、これについては道路上での動物の死骸の処理が主であります。有害鳥獣駆除に伴う捕獲物の焼却処分については、現在、岐阜県と下呂市との協議をおこなっている状況でありまして、現在では焼却の許可はされていません。可茂管内各市町村の有害鳥獣駆除による捕獲物の処理方法は埋設処理として焼却処分は行っておりませんが、議員ご指摘のとおり処分困難な場合に苦慮している市町もあると聞いております。できれば下呂市と同様に一般廃棄物処理施設である可茂衛生利用組合（ささゆりクリーンパーク）での焼却処分ができないものかと、利用組合の協議会の場でも議論がされている状況でありまして、施設側としても、今後、情報収集や調査研究を進めたいとの回答があったところでもあります。

焼却処理施設の建設につきましては、このような現状でありますので、現在のとおりに山野への適正な埋設をお願いするとともに、当面、焼却処理が必要な場合には、既設の処理施設の利用を考えながら処理費など費用について、関係機関と

も連携して調査検討して行きたいと考えております。

次に食肉加工販売についてでございますが、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づく各関係法令の遵守、トレーサビリティの整備、関係者の衛生意識の向上など、自家消費とは異なり事業者としての責任がでてまいります。本年度までにぎふジビエ衛生ガイドラインに準拠しました施設は、県内に8施設が整備されています。西濃、東濃、飛騨、岐阜地区にそれぞれ整備されており、中濃地域には平成28年度に2つの施設を整備する予定で、これにより県内5圏域をカバーする方針です。ただし、施設が整備されてもぎふジビエ衛生ガイドラインでは捕獲から施設搬入までの時間を制限しているため、県としてもより多くの施設を整備する必要性を調査・研究しております。いずれにしても、食肉加工は厳密な衛生管理が必要なことから、その運営母体となる組織の育成が課題ではないかと考えます。焼却処分、食肉加工、両処分方法とも、その実現に向けては各種の課題が山積しておりますので行政、猟友会、営農組合、JA、県から組織している白川町鳥獣被害防止対策協議会を中心として近隣市町村も含めた広域での調査・研究を進める事が必要と考えております。以上、有害鳥獣対策の答弁とさせていただきます。

○ 議長 再質問ありますか。はい。

○ 5番 はい、ありがとうございます。これは法律的な部分に入ってくるぞとは思って質問させてもらったんですが、県で今まだ許可もされていないということでございますけれど、現状は先ほど私が申したとおり、そのために揖斐郡でしたか、そういったものを山へ持って行って捨てとったと新聞に出てましたが、ああいうことはここら辺ではないわけですが、本当に捕れば捕っただけ穴を掘ってね、当面山野への埋設処理でという話ですが、それで困るのでお願いしたいということでして、行政の方で一つ骨を折っていただいて、県やそういった方と、法律の絡みがありますが、一つ早急に対応していただきたいなということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○ 議長 5番 渡邊昌俊君の質問を終わります。

次に、3番 服部圭子君。

(3番 服部圭子君)

○ 3番 議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。まず最初の質問ですが、今の住民票というものがありますが、それに加えてもう一つの住民票「白川ふるさと住民票」という名前をつけてみましたが、そういうものを作る必要があると思いますが、それについて質問いたします。白川町の人口減というのは、ますます加速しているのはご存じのとおりだと思います。人口というのは、住んでいる人の住民票のある人の数です。しかし、町に関わる人というのは、住民票の

無い人も沢山おられます。そこでそういった方の人口を加えると、相当の人口になるのではないかというふうに思います。なぜもう一つの人口に住民票が必要かといいますと、例えば耕作放棄地が増えておりますが、農林地や家屋の所有者がお亡くなりになった後に、すでに町外に、遠方にいる子ども世代や親戚の名義に移っているとすると、その農林地や家屋の所有者が白川町外に出ていってしまつて、ここを整備しようと、そういった時に、地域の農林地や家屋の管理が、住民や役場の行政の方ではできなくなってしまう事態がおきてしまいます。また、一人暮らし世帯の増加によって、血縁関係の子どもさんや町外に住む方との連絡が、やはり住民票のない転出者の方との連絡を取るということで、非常に行政や地域で大変苦勞されているという現状があります。この町外に住んで、住民票はないけれども、この町に親が暮らしている、または兄弟が暮らしているという方、この町で生まれ育つた方、この町に農林地がある方は、町作りをしていくときに準住民として白川町の縁をいつまでも持っていてもらい、そのためにも、こういったもう一つの白川ふるさと住民票というものが必要になってくるのではないかと思います。またこのような地縁血縁だけではなくて、観光ですとか、今は農家や隣家、または企業さんと長年交流されている町外のお客様たちがおられます。白川町民の仲間入りをしてもらう事も、そういった方にできるのではないのでしょうか。実際に住んでいる住民の人口にこの血縁地縁、そして交流人口なども巻き込んで町が把握していく事で応援をしていただけやすくなるのではないのでしょうか。町ではふるさと会、ふるさと納税等がありますが、この方たちも含めて白川ふるさと住民票として一本化する考えについて質問いたします。

- 議 長 答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 佐伯正貴君)
- 企画課長 それでは服部議員さんのふるさと住民票の必要性についての質問にお答えさせていただきます。ここにでておりますふるさと住民票という言葉ですけれど、今年の8月に民間シンクタンクであります「構想日本」の方で提言された制度と認識しています。共同呼びかけ人といたしまして、北海道のニセコ町長ですとか、福島県の飯舘村長さん、こういった方も入られているようです。この制度につきましては、都市部と過疎地の交流人口増加や地域活性化を目的としまして、住民基本台帳法によりますいわゆる「住民票」、これのない町出身者の方ですとか、ふるさと納税の利用者、別荘の居住者、またこの地に縁(ゆかり)のある方、そういった方を対象として登録をしまして、公共施設を住民料金と同様に利用できるでありますとか、そういった行政サービスの一部を提供したり、パブリックコメントや住民投票、こういったもののある際には、それにも参加いただきまして、まちづくり事体にも参加ができるというようにするような制度であると聞いております。国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の

中には、東京一極集中の是正対策としまして、二地域居住の推進が盛り込まれています。二地域居住といいますのは、今後、都市に暮らす団塊の世代の人々が、定年を迎えられることによりまして、広がっていくことが予想されている生活様式でございます。週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすという生活様式のことです。観光客の方が一時的に滞在されます「交流人口」と「定住人口」この二つの中間的な考え方と位置づけられております。こういった二地域居住者もこの制度の対象に想定されているようでございますけれども、一時的に生活する場所に対して、このような制度に興味を持たれるかはまだ疑問が残るところでございます。

最近では、ふるさと納税のお礼に特産品を贈るという動きが過熱しておりまして、寄付金控除として所得税ですとか住民税の方から控除されますことから、単なるバラマキになっているというような批判もございます。お礼を金品ではなくて、行政サービスでお返しするという形が定着しますと、「ふるさと住民票」のような制度も想定されることもないかもしれません。このふるさと住民票につきましては、今のところ具体的な内容が見えず、先行事例が今後出て参りますれば参考としまして、本町にとってどのような効果が得られるか、そういったことを見極めながら、必要であれば検討してまいりたいと考えております。以上でふるさと住民票の必要性についての回答とさせていただきます。

- 議 長 再質問ありますか。はい、3番。
- 3 番 今、構想日本のそういう提案があるということでした。具体的に私が先の質問の中で言いましたように、耕作放棄地の持ち主が分からなくなっているとか、一人暮らしの方の地縁、血縁とかいうことで困っている、そういった点は今やはり発生しているのでしょうか。そういった現在やっぱりその必要性、それに対する対応などはどのようにされているかというのをお聞きしたいのですが。
- 議 長 農林課長。
(農林課長 伊佐治優君)
- 農林課長 耕作放棄地のご質問ですのでお答えしたいと思います。基本的には登記簿がございますので、耕作放棄の地番を確認すれば今の登記簿から所有者がわかります。お亡くなりになられた場合は、その方のお子さんなり、いわゆる血縁関係を調べていくことで、今現存される誰か、誰かという言い方も変ですけども、おみえになりますので、その方にそういう理由をお尋ねをして、その次の段階になりますけれども、そういう形で所有者を調べるという形で行っておりますので、全く連絡がとれないということにはならないかと思いますが、そんなことで相続関係を調べるということで、今現在は対処している状態でございます。
- 議 長 再々質問ありますか。
- 3 番 はい、わかりました。今後こういった交流人口を含めた把握というものが、住

民票を作らなくてもどこかで把握できているような体制づくりというのは必要だと思いますので、その面を推進していただきたいと思います。

では、2番目の質問に移ります。2番目は先ほどの前の質問者の方からもかなりお答えも出ていたような部分もありますが、質問させていただきます。地域の加速する人口減少、これをやはり防ぐ、このための私たちは施策を行っていくというのが、今一番大事なことではないかと思いますが、それを公民館区、小さな地域での地域づくり委員会をつくる、そういった必要性について質問いたします。

11月20日に島根県の中山間地域研究センターというところへ、議会から視察、研修に行つてまいりました。島根県では、非常に人口減少に対する成果の上がっている地域おこしの研究成果を沢山聞きまして、実態を視察もして参りました。大変希望が持てる視察であったことを申し添えます。島根県ではこの島根県中山間地域研究センターで、現場に基づいた研究と人材養成を行っていました。平成23年からは年間公民館区20～30か所に、この地域研究センターから地域支援員を派遣しまして、地域の新しい仕組み作りをしてきています。テレビなどでも紹介される田園回帰「田舎の中の田舎」と言われるような消滅寸前と言われる地域に、若い子育て世代が移住してきているといった成功事例に大変感銘を受け、白川町でも希望が持てると思いました。今、動きださなくては手遅れになるとも感じてきました。そこでは人口減少と少子高齢化をくいとめるために、活性化のノウハウが蓄積されていました。これまでの行政依存、役場がなんとかしてくれる、そして補助金依存、こういう補助金があるからやろうか、そういったものを見直して、新たな地域づくりを始めた様々な取り組み成功事例でした。その成功例としてお話したいんですが、中山間地域研究センターでは、そこで研修を受けた地域支援員がサポートして、公民館区に入り込み、そういった公民館の範囲で地域づくり計画を作ることから始まっていました。自らその公民館区の地域でつくるということです。地域づくり委員会、または未来会議等いろいろな名前と呼ばれておりましたが、公民館区ごとに地域の実態をアンケート調査したり、聞き取り調査をして、必要なことを出し合って計画していくという場が持たれていました。旧来の世帯主による自治会長さんによって構成された自治協議会というのが公民館区にありますが、そういったものではなく、地域の役員さんですとかグループリーダー等の方々、また老若男女、思いのある方々を含め、地域を考え続ける話し合いの場です。話し合いを何度も持ち、他の地区の実践を学んで、地域の今後をよくするためにその地区にあった計画作りをして実践していました。地域住民でお店をですね、お店が無くなったところに住民でお店を開いたり、ここはお店を住民で開いたらより活用者が増えた。まず景観を良くしようということで、花桃を植えていたら、見る人が、交流人口ですね、それが毎年千人ほど

にもなり、10年経った今では、移住者が増えてきたというような成功事例でした。

公民館区、これが重要なことのようにです。白川町ですと佐見地区、黒川地区、蘇原地区、白川地区、白川北地区、5つにわけられる小学校区です。公民館区というと地域には、先ほど言いましたように自治協議会がございます。しかし、先ほど申しましたように自治会長さんは世帯主から選ばれており、女性の方はほとんどいませんし、1年交代で研修、調査といった活動まではできません。住民の自発的な参加による、この島根県でも進んでおります地域づくり委員会が、というのは今まで町長が進められておりました地域の主体性を大切に考えてきた姿勢ですとか、宝さがしで、地域の良さを発見しなおすこと、ワールドカフェで共に考えアイデアを創出する対話の場づくり、このようなことの根底にはあったのではないかと思いますし、この先に具体的な計画をつくるためのこういった委員会が必要になってきた今ではないでしょうか。この冬から、農繁期になって忙しくなる前に、公民館長を中心にこのような地域の未来を地域で考えていく、そして研修をしていくそういった場が必要と考えます。町長はみんなでやろまいかを掲げられております。この中山間地域研究センターへの視察も町長さんからのご紹介でした。地域づくり委員会の創設に踏み出す時がまさに「今でしょ」ではないかと思う次第です。地域住民による計画づくりについて、それを地域でつくる委員会の創設について、町長の白川町の町づくりに対する思いも含めご質問したいと思います。

○ 議 長 答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君)

○ 企画課長 それでは服部議員さんのご質問、企画課の方から現状と今後計画しておりますことについて説明させていただきます。よろしく願いいたします。

本町の公民館でございませけれども、現在小学校区である5地区に設置されておりました、様々な活動の拠点となっております。所管の方につきましては教育課でございませけれども、出張所としても機能もしております、まさに各地域の核となる施設であると思っております。本年度から進めてまいりました「宝さがし事業」は、各公民館ごとに開催しておりますけれども、地域によって若干温度差があるのも事実でございませ。本町は広域な地域を持つ町でありまして、地域ごとに住民の気質も様々でございませ。それぞれの地域の個性がありまして、住む人の特徴がございませ。同じ公民館区の中でもまた地域差がございませ、旧村の合併前の更に古いような単位の思いもまだ残っているような感じがするときさえございませ。このことを踏まえまして、地域づくりに関して進めていくと、もう少し小さなまとまりの範囲、自治協議会とか自治会とかそういった小さな範囲のほうが意見を集約しやすい

のではないかと考えています。そして、まずは行政主導ではなくて、真剣に考える必要性を感じておられる地域の方から手が上がったら進めていきたいというようなことを考えております。

以前、私が公民館長を務めておりました時に、講座のひとつとして「まちづくり講座」というものを企画したことがございました。しかしながら、参加者からの意見の引き出し方でありますとか、進む方向性の見つけ方など自分が不勉強なまま初めてしまいましたので、これといった成果も出せなかったと記憶をしております。こういった会を持つには、ある程度の方向性を持って臨むか、テーマを定めて開催するか、また、その進め方をきちんと学んだファシリテーターというのが非常に重要だと思っております。現状の体制のままで開催をしたとしても、その効果は薄いと思います。島根県の例でもあげられましたように、まず進める側の学習が必要であると思います。

集落支援員というのは、先ほど町長の回答にもございましたけれども、地域の課題や進むべき方向性を住民と共に考え、探り、進めていくという使命を持って設置される制度でございます。本来は地域の実情に精通した人が好ましいとされておりますけれども、集落対策の推進に関するノウハウや知見を有した人材とされておまして、今後公募するなどして体制を整備することを進めていきたいと考えております。今回策定しております「まち・ひと・しごと総合戦略」と「第5次総合計画の後期計画」の中にも、地域全体の中でこの課題について取り組めるよう「共助のまちづくり事業」や、地域のリーダーを養成する「地域クリエイター養成事業」、こういったものを計画しております。まずは、こういった事業の中で小さなまとまりを作りながら、お互いの刺激を受け合う中で、次第に公民館単位程度の大きな動きになっていくといいかなと担当課の方としては思っております。以上、私からの回答とさせていただきます。

○ 議長 途中でございますが、1時まで休憩とします。（午後0時）

○ 議長 再開します。（午後1時）

3番 服部圭子君の質問を続けます。再質問ありますか。はい、3番。

○ 3番 再質問させていただきます。11月20日に島根県の中山間地域研修センターに行かせていただいたんですが、これで議会生活2年が過ぎておりますが、今までの視察ですとか研修とは違って、本当に白川町の山の迫る谷あいの村とか町の実践でしたので、白川にとってもすぐにやっつけたいような事例がたくさんありました。そしてやっぱりその地域おこし法についてのノウハウがかなり格率されていたということが、希望を抱いたとても大きなことでした。ですのでこの島根の研究センターというのは白川町から以前にも議会からですとか、町長さんも何度も行かれていとお聞きしています。非常に縁がある、そして総合ビジョン

の今回白川町がやっています立て方も、ここでのやり方に似ているというんですか、そういった意味でも白川町の今やっているやり方にも近い感じを受けました。ですので、それはやっぱり私たちが議会から視察に行ったからこそ分かったことなんです。それで再質問したいんですが、この地域おこしのノウハウをこちらの支援センターの方に、研究センターですね、研究センターの方に、例えば地域から支援員になろうとする人ですとか、考えたいというような人たちを公募してですね、バスで2泊3日ぐらいの研修会に行く機会を持つですとか、そちらから講習に来ていただいて、この白川町の中で島根県の例を見聞きする機会を持っていただいて、そしてその中でやればできるんじゃないか、そんなようなイメージを持つことが今とても大事じゃないかなと思います。そういったことをこの冬の間にもでもやっていただくことは提案したいと思いますが、それについてどうか。

もう1点ですが、地方創生の創生ビジョンがほぼ作られたわけですが、これをですね、小さな地域に向けて報告をしていただきたいと思うんですね。そのビジョンでどのようなビジョンと戦略がたてられているかということを議会では報告を受けたわけですが、例えばですね、人口のこれからの推計については佐見地区ですと既にもう2015年の時に高齢者が、その65歳以下の人口を上回っている状況が知られました。他の地域ではもう20年には黒川、それから白川地区がそのような状況になるというように、やはり今の現状を具体的にどうであるかというのを私たちは知ってから何事も対策というのがでてくると思いますので、そういったビジョンの説明会と、そしてそこに集まった人達で話をしたりして、そういったことが地域委員会の種まきにもなってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういったやはり町づくり委員会の種をまくような場づくりと、先ほど言いました島根県への研修とかそういったものについてやるというのではないかと思いますのでそれについて質問いたします。

○ 議長 はい、町長。

○ 町長 再質問についてお答えをさせていただきます。まずもって山間地域の試験場を見ていただいたということにおきまして、これは中国地方の時事会議が運営しておるところでありますから、島根県だけじゃなくして岡山も広島もそうですけど、その中でそれぞれの地区が取り組んでおられますし、これは国もこの事業に対して非常に興味を持っておりまして、そういう形の中でいけば全国的に既に取り組みが進んでおるといふように私は理解をしておるわけですので、その経験のうえで私どもはそれを習っていけばより近道かなということで、是非行っていただきたいというふうにご案内をしたわけでございます。その中で今度の集落支援員を私どもは置きたいなという思いですが、まず一番大事なことは集落支援員になっていただきたい人たちと、それから地域で私たちはこういった町をつくりたい

んだという思いを持っていただく人たちを育てなければいけないわけですし、そうした人たちを、是非議員の皆さんもそれぞれワークショップをやっておみえになりまして、地域のみなさんの声というのはいろんな形でもうお汲み取りいただいております。ですからそういう意味合いにおきましても、議員の皆様方の支援なくしては、あるいは議員の皆さんがそれぞれの地区の中で活動をしていただかなければこの話は中々進まないのじゃないかと思っております。そうした中で支援員というものができる、または支援員のこれからなろうとする人たちの研修というのは進んで計画をしていきたいなという思いであります。

それから総合戦略につきましては、先ほど一般質問の中でもお答えさせていただいたんですが、来年度の予算の中で出来ること、また5年間ですから次から次へといろんな細かな事業の取り組みになってくると思っております。それを前もって当然住民の皆さんからこういった事業をやっていただきたいと、そういう提案をまず第一に求めていきたいというふうに思っております。と申しますのは、私どもがこういった事業をやりますと行った時に、当然住民のみなさんからそんな事業をやらなくてもいい、こういった事業に代えてほしいとかそういったことも多聞に出てくるように期待をしておるところでございますけれども、そういう総合戦略の運営になってほしいなという意味合いでございます。当然大雑把なものしか説明できませんけれども、協議会等あるいはあらゆる会議の席上でこういったことを計画しましたので、住民の皆さんのご協力を仰いでいく必要があるというふうに認識をしております。

○ 議 長 再々質問ありますか。はい、3番。

○ 3 番 ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。次の質問はですね、高校生、子育て支援について2点の質問を思っておりますが、最初は高校生の通学支援の幅を広げて、また増額、下宿生でもどの高校生にも通学支援をとということで質問させていただきます。

昨年より議会の要望もありまして、高校生のJRの定期券購入費の助成が行われています。もちろんバスの方も引き続き行われておりますが、ここ白川では高校に通うのに都市に比べ交通費、そして時間、下宿や寮費に親の負担が多くのかかっております。ふるさとには住み続けたいけれども、中学生までの支援はありますが、高校生になると途端に交通費と通学時間、往復2回の送り迎え、下宿代などが重く家計にのしかかってきます。若者定住移住促進にも子どもが小さい時はなんとかなくても、高校生になる時の教育費が課題とされています。

お隣の東白川村では、お聞きしましたら高校生への通学支援が行われております。これは高校へのバスや自家用車での送り迎えの負担が大きく、今までは高校

入学を機に村外へ出て行ってしまふ、そういった動きを何とか食い止めたいという保護者の方たちの要望から、議会が制度をつくられたそうです。2万円以上かかるバスの定期代は無料に、駅まで自家用車での送り迎えの方には月に1万円、下宿や寮生には月に5千円の交通費支援が、東白川中学を卒業した高校生に支援されているそうです。その財源としては、過疎債のソフトが財源とされています。これは財源も何とかどこかにないだろうかということで、国会議員の方に相談したりというようなことがあったそうです。子育てへの経済的支援は、移住、定住を進める重要施策として、そして高校生の教育補償の観点からも進めていかなくてはならないと考えます。重くのしかかる高校生の通学費を町が支援することで、高校に通いやすい町となります。高校生への通学支援を増額、対象を住民票のある全高校生に拡充するべきだと思います。これについて質問いたします。

○ 議 長 答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君)

○ 企画課長 それでは服部議員さんからの高校生の支援の関係についてお答えいたします。高校生のこの通学の支援でございますけれども、先の第1回の定例会においても町長の方から回答させていただきました。今現在の状況と今後の方向性についてご説明させていただきます。平成26年度の補正予算におきまして、地方創生交付金において、本年度からJRを利用する高校生に対しては、年間2万円の助成の制度を実施しております。こちらの方の制度は、今現在154人の生徒さんに対して交付を行なったところでございます。

白川高校の閉鎖に伴います美濃加茂方面への利便を図ることを目的としまして、平成22年から運行を開始してございました高校生バスでございますけれども、美濃加茂市以外の地区へ通学する高校生に対しての不公平感があるというご指摘と、部活動などによりまして、帰宅時間と運行時間がなかなか合わないということで利用できないなどの理由によりまして、先般、東白川村と協議を行いまして、来年度からは廃止をするという予定でございます。これに伴います経済的負担の対策としまして、JRの助成額につきましては増額としますし、町内の路線バスの利用につきましても、高校生については、1回の乗車運賃を100円のワンコイン乗車とするような検討を今進めているところでございます。また、本町の公共交通全体を再検討するために、来年1月に地域公共交通会議を開催する予定でございますけれども、この地域公共交通会議におきまして、本町の今後想定されます姿に最適と思われる交通体系を検討していくこととしています。その中では、最も公共交通機関の利用が多いと考えられます高校生の声も聴きながら、様々な利用形態に対応可能な交通体系を策定することを目標として今後進めてまいります。高校生を持たれます家庭の経済負担を軽減して、世帯の転出を抑制する施策と、がんばる高校生の方を応援するための施策を考える必要が

あると思います。定住施策としての助成金には、重要な制度であると思います。しかしながら、すべてについて支援することは困難でありまして、遠方からの通学のため、やむを得ず下宿をされている方もあろうかと思えますけれども、スポーツのために進学をされたり、親御さんの意向などによって、自宅からの通学が不可能な遠方の高校へ進学されている方もあると思えます。そういった事情を判断して助成することはなかなか容易ではなく、町内に住まれ、毎日通学をしておられる高校生に対しての助成を行うこととしておりまして、通学困難者の下宿されてみえる方などに対しては、一律に助成するということは今のところ考えておりません。

また、高校生のJR定期券購入に対します助成制度につきましては、白川口駅での購入に対して行っておりますけれども、これは白川口駅の存続のための施策でもございます。来年度につきましては、東白川村の高校生の方にもJRを利用される場合につきましては、白川口駅で定期券の購入をお願いしたいということで、村の教育委員会にもお願いしております。

平成25年度の大学進学率は、全国で49.9%となっています。町内の高校生はそこまでの進学率ではないかもしれませんが、現在、かなり的人数の方が短大、大学などへ進学しておられるのではないかと推測されます。子育ての経済的負担につきましては、高校を卒業してからの方が更に大きくなる方も多いのではないかと考えられます。地域で高校生に対して支援できることはないか、そういったことを考えていくことも今後は必要なのではないのでしょうか。保護者だけではなく、地域全体で課題として捉え、何か解決策はないかと探っていくことが、本来のまちづくりの基本ではないかと考えております。以上、高校生の支援の関係についての回答とさせていただきます。

- 議 長 再質問ありますか。はい、3番。
- 3 番 JRの年間2万円を増額されるということをお聞きしましたが、遠方の下宿の方は考えられてないということですが、そこを考えていくんではないかということで質問したわけですが、高校生というのは卒業したら選挙権もありますし、直ぐに社会人になる、これから白川町にいつかまた帰ってくる時がくるという世代というか、そういう世代なんですね。その人たちが遠方のその学校へ行く、ここで東白川の場合は住民票がない方で、外で下宿している方というのには出てないそうなんです。住民票があつてそして遠方に下宿等で行っている人にもその金額は随分少ない5千円というふうですので、金額の差は設けてみえますが、その外へ出ていく下宿の人たちの事情を如何に関わらず住民票があるということで原則基本を持っているそうなんです。そういう意味では学びの場を、学びたいところで学ぶ子たちも、立派に成長して白川に帰ってきてくれるそういう人材になっていることは、これは全然区別はないと思えますので、下宿それから特別養護学

校ですとか、そういう所に通っている方にはJRに乗ってない場合もありますので、そういった高校生への支援というのを、中学校までは医療費も無料ですし、先ほど課長は総合的にと言いましたが、実際問題本当にお金が出ていくんです。定期券代ですとか下宿代、そしてその送り迎えする時の、佐見の奥、黒川の奥、蘇原の奥ですと、往復1時間が1日2回という、その間の負担というのがとても大きくて、やはりそういった高校生の親さんにこういうのが出てるんだけどって言うと、本当に心の底からそれは助かるなっていう声を何人からも聞いています。そういった意味でやはり一方でもこの拡充を考えていくべきではないか。やっぱりそれがここから人口対策としても大きな意味を持つというふうに思います。これについて町長さんの前向きな、高校生に対する町の大人たちからの支援、そして教育を補償してあげるための支援というものについてもう少し何か考えていくお考えはないかお聞きします。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 この質問におきましては以前も答弁をさせていただくのが現実でございます。その中でまず4月においては不公平感をなくしようという形から始まっておりまして、その財源はどうするかという形の中で、通学のバスを辞めることによってまずその財源を確保したということの経緯がございますことはご承知のとおりだと思います。今議員がご指摘になるのは下宿先についてということだと考えておりますけれども、これにつきましても内部でいろんな検討を今加えておるところでございますけれども、今現在の状況においては4月のときに答弁いたしました状況と、まだ方向的には変わっておりませんので、今後は検討をしていく必要はあるかと思っておりますけれども、その財源等の確保も図りながら地域の子供たちの応援資金というような形で出せるものかどうかということも検討していかなければいけないと思っておりますし、一方においてはまだ県は高校の再統轄するような状況でございます。そんな中で更に遠方へ高校がってしまうというような状況も考えられるということも思っておりますので、そんなことも考えまして、今現在においてはそういうところでございます。

○ 議 長 はい、3番。

○ 3 番 東白川では、年間バスですと24万円、通う人には12万円、それに比べますと今白川町は2万円といった数字になっていますので、他からとか過疎債、ソフトなどを一生懸命探していただいて増額、そして特別支援学校の高校生の方にはやはり4月からでもこの2万円というのを付けるべきではないかと思っておりますが、それも加えてもう一度質問させていただきます。

○ 議 長 はい、教育課長。

(教育課長 嶋崎恒典君)

- 教育課長 今ご質問の特別支援学校への補助の関係でございますが、特別支援学校の修学補助金につきましては、従来あるものが通学費補助ではなくて可茂特別支援学校ができるまでは通いがなく、宿泊であったというような経緯がございまして、従来中学生までに補助してきたものでございますけれども、昨年から高校生への通学補助も出しているということに鑑みまして、特別支援学校の高等部に対しましても、今後補助の方を考えていきたいということで検討を進めておりますのでご理解をお願いします。
- 議 長 3番議員、次の質問に移ってください。
- 3 番 では、次の質問に移ります。次は中学生の公営の無料の塾の設置について質問いたします。こちらはやはり島根県で視察してきました美郷町では、子育て5つ星の町づくりということでやられておりました、その中の1つでもありました。中学生の高校進学に向けた学習支援のために私設の塾がございます。白川町では数年前に塾が撤退しておりますし、このような農村にあっては無料の公営塾というのが設置されて、中学生を持つ親の不安や転出も防いでいるとの報告があります。先日視察した美郷町でも2か所で週2回無料の公営塾、中学生を対象が開かれておりました。白川町に移住された若者の中にはですね、それまでの経歴を活かしてアルバイトで家庭教師をやっている方もあります。有料の塾ですと、経済的余裕のある親しか受けられない家庭教師以外に、このような人材に委嘱して公営の塾を設置することで、進学に対する不安を取り除くことができるのではないかと考えます。子ども達を安心して育てれる子育て支援充実のために、公営の塾を設置する考えはないか質問します。
- 議 長 答弁を求めます。教育長。
(教育長 瀬瀬政昭君)
- 教育長 お答えします。教育委員会としては公営塾の設置は考えておりません。教育委員会として教育課題が様々ございますが、その様々な課題に対して今まで取り組んでまいりましたが今後もなお一層努力していきたいというふうに考えております。白川町の教育の特徴といいますのは、ご承知のように読書活動の充実は県内でも秀でたものがございますし、新しい方向性としてインクルーシブ教育の実現に向けた取り組みは全国でも注目されているという現状でございます。そしてそれに伴いまして、授業のユニバーサルデザイン化ということで、支援を必要とする子供たちにとって有効な手立てというのは、そうでない子供たちにとっても有効であるという考え方に立つ授業改善を行っております。
- それからもう一つは今朝ほどでも答弁させていただきましたんですけれども、ICTによる教育の高度化を図っております。そういったいわゆる教育委員会としての取り組みを更に充実させていきたいというふうに考えております。ですか

ら最初に申しあげましたように、公営塾の設置については考えておりません。

- 議 長 再質問ありますか。はい、3番。
- 3 番 この公営塾の設置というのは、親さんたちの、学校教育等の充実は勿論なんですけど、特に塾といいますと進学に向けた、受験に向けたということで、白川町ですとあったわけなんですけれども、そういった所で勉強する子供さん達もいたわけですが、そういった場が無い、人数も少なくなると無くなっているということで、こちらは教育委員会というよりは町長さんにそういった生活の、子育て支援の中での公営の塾というものが、ある地域ではやっぱり中学から出て行ってしまったということのショックがあつて、塾を無料で開設した。やっぱりそういうのがあつて良かったということで、実際に非常に効果がでている移住人口対策としてありますので、そういったアイデアもやっていくのは良いのではないかと思いますけど、町長さんどのように考えられますか。
- 議 長 はい、町長。
- 町 長 あくまでも私の私見の部分が多ございますので申し上げますけれども、今教育長さんはああいう答弁をされました。教育長さんの答弁というのは当然であると思います。と申しますのは、いわゆる塾をやらなければならないというのは今の教育を否定をする、今の教育の学力を否定するというような形に受け止められないというふうに感じておるわけです。今私ども白川町の学校の学力というものは全国の一斉調査によりますと、県下ではトップクラスのおります。それは本当に自慢していいわけですが、あんまりそれは表に出していない状況でございますけれども、そういうふうで学校の先生方がそういう意味で学力をつけておってくださるということは事実でございます。白川の子供たちの学力が他のところと比べて随分劣っておるというそういった事実があれば、それは改めて公営じゃなくして、私塾をやってくださいというようなそういった働きかけができるんじゃないかというふうに思いますけれども、公営で今現在それをやる、あるいは海士町のようなそういう状況では、今白川町はないというふうに私は理解をしておるところでございます。
- 議 長 再々質問ありますか。はい、3番。
- 3 番 全体はそうであるかもしれないんですが、現実としては家庭教師に頼んだりだとか、平均点がどうだとか、他に比べてまるとして学力が非常に良いという事はあるんだと思うんですけれども、やはり個人個人事情があつて、例えば親さんが実は家庭で上手に見てあげれる子もいれば、やっぱりそういうことは不得意な親さんが塾っていうところでそういった先生に見てもらって、ちょっとその子が頑張れるっていうような個人的なサポートが塾という場だと思います。それは学力を否定しているとかいうのではなくって、親であればそうやって助けてもらえる

ところがあれば出したいというのがあるんですので、教育のレベルがどうこうということは今私はここで言ったのではなくて、公営の塾というふうではなくても何らかの教育支援ができるような人を設けるといようなことも、先ほどのどこかの答弁であったかと思えますので、地域に勉強をみてあげれるおばさんですとかお兄さんがいるような町というのも大事なことかな。公営の塾ではなくてもそういう場が必要ではないかなという点についてはきっとそうだっておっしゃってくれると思いますので、最後にその意見について教育長お願いします。

- 議 長 はい、教育長。
- 教 育 長 お気持ちは非常によく理解できます。今朝ほども言いましたように各地区において、学校運営協議会というものができてきます。その中でその地域における教育問題については十分検討していただきながら、いわゆるそこで話し合われた結果が地域の学校支援という形で公的ではないにしても、地域のそういったしゅみを話し合っていて方向性をだしていただけるのではないかなということをご期待しております。

それからもう一つは、佐見中学校においては夏休みにサマースクールというのを実際に開いております。任意の子供たちが来てクーラー室で勉強するという、そういったことも毎年やっておりますし、そういったこともありますので、自主的にですね、子ども達が更に勉強したいという環境というものは何らかの形で工夫できるのではないかなと思います。ですから子供たちが必要に応じて教育を受けられるようなそういった環境づくりについては、教育委員会だけに限らずですね、地域の人たちの協力を得て何とかいい結果がでるといいなというふうにご考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

- 議 長 3番 服部圭子君の質問を終わります。
次に8番 安江孝弘君。
(8番 安江孝弘君)
- 8 番 議長さんのお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。町長に質問の題目としてより安定した町政を目指してということで、質問したいと思うわけですが、去る12月2日の朝日新聞によりますと、東北の山形市の議会において、遠藤さんという議員が自作の短歌で市長に対して質問するという誠にユニークな記事が載っておりました。まずこの遠藤議員が10首の短歌で市長に質問攻勢を仕掛けるわけでありまして。そうすると市長も短歌で対応する、つまり返歌で応戦するという記事が載っておりました。この市長はこの9月、市長選に当選したばかりで佐藤孝弘さんといい、偶然にも私と名前が一緒でありました。著作権の問題等でコピーが許されませんので、詳しくはパソコンで検索していただければ記事は分かるであろうと思えます。私はこの市長さんと、我が町、

白川町の横家町長がなぜか重なってまいりました。私は横家町長をヨイショするつもりは毛頭ございませんが、横家町長の施政方針演説とか、各種のご挨拶の演説の中にフッと心の和むような言葉が入ります。町長なりにいろいろ研究されてのことと拝察いたしております。

さて、町長も来年度は3年目を迎えられる。ちょうど任期半ばでいらっしゃるわけですが、来し方のご感想と、3年目に向けてのビジョンと申しますか、抱負のようなものをお伺いいたしたいと思っております。それから先の議会でも発言させていただきましたが、例の人口激変することによって白川町が岐阜県で一番に姿を消すというような表現について黙って見るだけでは、我々行政に携わる者として失格です。早々に打つべき手を講じなければ、議会は何をやっておると町民から反発がくること必定でしょう。あの統計は平成40年と指定しておりますが、あと10年ちょっとでこういう状況になってくると思っております。町長は、何かよい秘策を持ってみえるかお尋ねしたいと思っております。

さきの第3回定例会において、2番議員さんの、決算賛成討論の中で地方創生とか健全財政維持のための施業事業の取り組み方など、町長の言われる「みんなでやろまいか方式」が軌道に乗り始めたと評価をされておりました。私も同感であります。町政の前途は相変わらず多難であります。はじめに紹介を申しあげました山形市の議会の遠藤市議の短歌、この短歌「公約の 早期実現 望めども財布の中身 どう評価する」これに対して佐藤市長の返歌が、「その思い しっかり胸に受け止めて 市民と歩む 決意新たに」大変厳粛な議会の場においてこのようなやりとりが全国に報道されました。行政に携わる人間として、少し羨ましい気持ちになりました。横家町長におかれましては、来年度に向けて益々ご健勝で頑張ってくださいと共、この28年度、あるいはその次の年、5次総に向けてのどうした状況の政策をお考えかお尋ねをしたいと思っております。以上でございます。

○ 議 長 答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 ただ今、いろんな意味でご支援の発言をいただきましてありがとうございます。8番 安江孝弘議員におかれましては、10期という全国でも稀な議員期数であり、長きにわたってのご活躍に敬意を表するものでございます。その間白川町の変遷に議員として関わっておみえになり、複雑な思いがおありだと推察申し上げるところでございます。議会冒頭のあいさつでも申し上げましたとおり、町長就任早々から地方消滅論がでたわけですが、この件とはかかわらず、私どもの町でも、特に市町村合併を断念した時点より独自の町づくりが模索されてきているというふうに思います。私はその動きを町民全員の問題として提起をしているにす

ぎません。町長が変わることにより、町民の心の中に新しい思いがわくことを願っておるわけです。それが宝物さがしであり、みんなでやろまいかということです。一方、現実の事業展開、町の予算は簡易水道をはじめ多くの生活インフラが耐用年数を遙かに超え、且つ政府の国土強靱化政策等それらの維持改修事業は、待ったなしであります。本年度においても、大きな予算規模を占めておりますことはご承知のとおりでございます。将来の人口減少を見据えた政策の必要性を痛感するものでございます。また他方においては、その人口減少を少しでも食い止める政策を展開していく訳であり、それは今ご審議いただいております白川町まち、ひと、しごと創生総合戦略であり、より具体的事業をお示しし、議会の皆様と共に白川町の発展を期したいと思っております。最後に私の今の心境をつたない短歌を2首披露させていただきます。「町民の ころ一つに 町づくり 宝さがしも 道半ばなり」、もう1首ですが「このまちに 住んで良かった そんな声 聞きたいがため 老いにむちうつ」お粗末でございました。

- 議 長 再質問ありますか。はい、8番。
- 8 番 大変、町長、ユニークな答弁していただきましてありがとうございます。町長はですね、何をやらせても非常に素晴らしい考えでもって、素晴らしいこの町政もやっていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたように、お金があればどんなことでもどんなふうにもできてくことは事実でございます。しかし如何せん、国の予算は大きな予算はありますけれども、白川町に配分してくれるお金はなかなかそう沢山はまいません。そういう状況の中で、今私は申しあげたような状況、28年度に向けて町長がどのような仕事をしていかれるのか、そのことを非常に町民も期待をいたしておるわけです。今までは前町長の残った仕事、そして前町長がやり残した仕事を続けてこられた。28年に向けては自ら横家町長が自分の心で以て、自分の意志で以て、自分の予算が組めて、そして白川町を変えていくという状況ができるわけでございます。今の町長の答弁の中におそらくそうした意味のことが含んでおったであろうと思っておりますけれども、その一つ一つに私の頭ではどうい全部何言われたんだろうな、何のことや、理屈はわかるかなという頭の回転がいたしません。だから私は町長にですね、質問と大分食い違うかもしれないけれども、先ほど一般質問でそれぞれ質問されておりましたけれど、白川町の人口がどんどん減っていく、これは事実なんですね。人口が減っていくからどうする、やっぱり若いお母さんに赤ちゃんを産んでもらいたい。そうすると増えていく。しかし今お年寄りの方が2百2、30人亡くなっていくところへ30人くらいしか生まれてこない。現実には200人位亡くなってしまふということなんです。そして先般若いお母さんが、「あんたんだ、口でいろいろ言われるけれども、女性に子供を産め、産めって言われるけど、産

婦人科一つないじゃない、可児か、岐阜か多治見まで行かな診てもらえない。それより安江さん、近くに何とか町で金出して、産婦人科医を連れてきて、そして看護婦二人、看護師いわゆる産婆さんをつけて白川病院か、白川町のどこかの病院にそれをつくってほしい」そういうキツイお言葉をいただきました。私はそのとおりであると思うけれどもなかなかお金のかかることであるわけで、本来はそういうことをですね、私は今町長に期待をいたしたわけでございます。そしてもう一つはこの加茂郡がですね、いわゆる日本創生会議で出たように、もう2040年度には本当に加茂郡の5ヶ町村無くなってしまうという統計が出ておるんです。だから今町長さん方が7ヶ町村ある中で、加茂市にするくらいの合併論を出してですね、5つにならない、2つにならない、あるいは川辺町と坂祝町ぐらいしか残らないというのを、今の7ヶ町村で合併のできるように一つやって、その中でそういう産婦人科でもどこかで造っていただくような、そういうアイデアを横家町長に出していただけると、非常に私は良いことになるであろうと私なりに思っておりますが、どうかそういう意味合いで大きな意味合いでですね、町長にそのことをお願い申し上げたいと思うんですが、そうしたことをこの町長の任期、そしてまた続けていく任期になんとか造り上げていただきたいと、そのことに対して質問したいと思います。よろしくお願いします。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 産婦人科等の話も出ましたんですが、いづれにしましても地方創生の中で、白川町の町づくりの位置づけというのが大体地形とか現状によって決まっているとか、大体そういう方向付けがされておるわけです。その中で東白川、うち、それから東濃方面というのは同じような形で先ほど一般質問の中でも説明を申し上げましたように、自分のところで何もかもやらなければいけないというような形のものでございます。というのは、中心となる市・町へ大変離れておるということでございます。そういうもんですからまず私は手はじめとして東白川との共同事業展開というのが沢山ございます。来年度予算のなかでも東白川と事業を共にする事業が数点計画をいたしておるところでございます。村長さんともいろんな打ち合わせをさせていただくわけでして、産業あるいは公共交通等についてはもう町村の枠は完全に越えなければいけない、更には教育の部分においてもそういった方向性も考えられるのではないかというふうなことを思っております。そのためにはまず第一に道路網の整備ということは当然必要になってくると思います。その中で、そのうえで町村合併というような話もでてくるのではないかというような、そんな期待も寄せておるところでございます。

○ 議 長 再々質問ありますか。はい、8番。

○ 8 番 大変勝手な質問をして申し訳なかったんですが、今町長が答弁されたわけでご

ございますけれども、合併というのは非常に難しいということは事実でございます。ただ、横家町長、そして東白川の村長さんとですね、今回お茶のサミットではございませんけれども、外国の方を呼ばれてですね、お茶をどうするかという話をされて、東白川の方も非常に共感を持たれたという話を聞いたわけでございますが、今白川町におかれては、そういう足元から崩けていくような仕事があるわけで、特に町長におかれてはその白川茶のことがこれから維持できるように、そして高く、外人さんのあの指導の下に高く売っていきけるようなお茶政策ができていくと非常にいいなと思っております。だから今後の横家町長におかれては、この28年度の予算に向けてですね、お茶を含めたもろもろのことを町民がなるほど、横家町長は素晴らしいと言われるような予算を組んでいただいて、そして28年度の予算を議会に示していただきたいなど、そんなことをお願い申し上げて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

- 議 長 8番 安江孝弘君の質問を終わります。
以上で、一般質問を終わります。
ここで2時まで休憩とします。(午後1時48分)
- 議 長 再開します。(午後2時00分)
◇日程第5 承第4号 専決処分した事件の承認について
専第6号 白川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について
- 議 長 日程第5 承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
報告を求めます。町民課長。
(町民課長 安江寿一君 登壇)
- 企画課長 承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
承第4号を報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につ

いて」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第6 議第43号 白川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について

- 議 長 日程第6 議第43号「白川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君 登壇)

- 町民課長 議第43号「白川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第43号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号「白川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第7 議第44号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議 長 日程第7 議第44号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君 登壇)

- 企画課長 議第44号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第44号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第8 議第45号 白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

- 議長 日程第8 議第45号「白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。農林課長。

(農林課長 伊佐治優君 登壇)

- 企画課長 議第45号「白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議長 討論を終わります。採決します。

議第45号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号「白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第9 議第46号 白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長 日程第9 議第46号「白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君 登壇)

- 企画課長 議第46号「白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議長 討論を終わります。採決します。

議第46号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号「白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第10 議第47号 白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 議 長 日程第10 議第47号「白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君 登壇)

- 企画課長 議第47号「白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第47号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号「白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第11 議第48号 平成27年度白川町一般会計補正予算(第3号)

- 議 長 日程第11 議第48号「平成27年度白川町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

- 議 長 お諮りします。

本件については、議案の説明を省略し、直ちに予算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

- 議 長 お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、特別委員会審査を12月17日までに終わるよう期限を付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって審査期限は、12月17日とすることに決しました。

○ 議長 お諮りします。
本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。
明日17日、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。なお、あす17日は午後2時から役場第1会議室において、予算審査特別委員会を開催しますので、各位のご参集をお願いします。それでは、本日はこれをもって散会とします。どうもご苦労さまでした。

(午後2時32分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議員

議員